



14初参事第 45号
平成15年 2月26日

各都道府県・指定都市教育委員会指導事務主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局参事官
小 畔 敏 彦



平成15年度教育情報共有化促進モデル事業実施希望調査について（照会）

文部科学省では、別紙1実施要項（案）及び別紙2委託要項（案）のとおり、同一教科を担当する複数の教員が、ITを活用した教科指導に関する効果的な指導方法の研究、優れた実践事例の提供・共有、授業で使えるコンテンツの開発などを行うことにより、教員のITを活用した指導力の向上を図るため、これらの研究活動を行う希望のある教員の団体（任意の団体を含む。以下同じ。）を「教育情報共有モデル団体」として指定する予定です。

については、貴域内の同一教科を担当する教員の団体について、平成15年度より教育情報共有化促進モデル事業の指定の希望がある場合には、下記の事項に注意の上、実施希望調書（別添様式）を提出願います。

なお、実施希望調書様式の電子媒体が必要な場合は、電子メールの添付ファイルにて別途送付しますので、メール本文に送付を希望するファイル形式（一太郎11形式ファイルまたはPDFファイルのいずれか）及びメールアドレスを明記の上、下記「5. 本件に関する問合せ先」に記載したメールアドレス宛てに電子メールにてお知らせください。

記

1. 教育情報共有化促進モデル事業について

(1) 事業の趣旨

同一教科を担当する教員の団体を指定し、指定を受けた団体（以下「指定団体」という。）において、ITを活用した教科指導に関する効果的な指導方法の研究、各教員が有する優れた実践事例の提供・共有、授業で使えるコンテンツの開発などのITを活用した指導力の向上に資する研究を実施する。

このような研究の成果を全国的に普及していくことにより、教員のITを活用した指導力の向上を図る。

(2) 指定団体等の要件

- ① 同一教科を担当する教員が当該教科の指導に関する研究を行う目的で組織する団体を指定するものとする。ただし、指定を受けた団体に学識者、民間事業者等の教員以外の者が含まれていてもよい。
- ② 指定団体には、必ず都道府県又は市町村の教育委員会・教育センターの指導主事を含めるものとする。
- ③ 指定団体は、本事業の成果をインターネットで公開するための手段を確保するものとする。

(3) 研究の内容

- ① 小学校・中学校の各教科、高等学校の各教科について、ITを活用した教科指導に関す

る効果的な指導方法の研究、各教員が有する優れた実践事例の提供・共有、授業で使えるコンテンツの開発など、教員のITを活用した指導力を向上させることに資する研究を行うものとする。

- ② 指定団体が行う研究活動が教員のITを活用した指導力の向上にどの程度資するかについて、研究実施前に、具体的な目標を立て、文部科学省に報告するものとする。また、研究終了後にこの目標の達成状況又は今後の達成計画について、研究成果と合わせて、文部科学省に報告するものとする。
- ③ 指定団体は、その研究成果について、インターネットで無償公開するものとする。公開した研究成果の内容に当該分野における学術研究の進展や教育課程の見直しなどにより、公開することが不適当と認められるためにその公開を取り止めようとする場合には、事前に文部科学省と協議するものとする。

(4) 委託研究の期間・規模（金額）

- ① 期間は、基本的に1年単位での委託契約とする。
- ② 規模（金額）は、研究内容を審査の上、予算の範囲内で指定団体数を勘案して支出する予定であるが、概ね1指定団体につき、年間5百万円程度を目安とする。（ただし、研究内容によって、この額より大きく増減した額で計画することもあり得るが、いずれも審査の対象となる。）

2. 実施希望調査作成等の留意事項

- (1) 実施希望調査は、別紙様式により作成するものとする。
- (2) 研究内容は、教員のITを活用した指導力を向上させることに資する研究について、別紙3を参考として、各団体の創意工夫により企画するものとする。
- (3) 調査は、本事業を希望する団体ごとに作成するものとする。

3. 実施希望調査の提出

- (1) 提出方法：都道府県又は指定都市教育委員会は、管下の市町村教育委員会（指定都市を除く。）の希望も取りまとめの上、文部科学省に提出するものとする。（提出の際は、都道府県又は指定都市教育委員会の本事業に係る担当者の氏名・所属・電話番号・メールアドレスを明記するものとする）
- (2) 提出部数：郵送10部、電子メール1部
- (3) 提出期限：平成15年3月28日（金）（必着）
- (4) 提出先：文部科学省初等中等教育局参事官付情報教育係
〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
E-mail: johokika@mext.go.jp

4. その他

- (1) 実施希望調査は、平成15年度の教育情報共有化促進モデル事業に係る事務を円滑に行うために、あらかじめ実施希望を把握するものである。
- (2) 文部科学省においては、実施希望調査を基に、文部科学省に設置予定の企画評価委員会での審査を経て、適当と認める団体を指定することとする。その際、実施希望調査の内容について、別途機会を設け、説明等を求める場合がある。

5. 本件に関する問合せ先

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2
文部科学省初等中等教育局参事官付情報教育係
電話：03-5253-4111（内線2090） E-mail: johokika@mext.go.jp

教育情報共有化促進モデル事業実施要項（案）

平成15年 月 日
初等中等教育局長裁定

1 趣 旨

同一教科を担当する教員の団体を指定し、指定を受けた団体（以下「指定団体」いう。）において、ITを活用した教科指導に関する効果的な指導方法の研究、各教員が有する優れた実践事例の提供・共有、授業で使えるコンテンツの開発などのITを活用した指導力の向上に資する研究を実施する。

このような研究の成果を全国的に普及していくことにより、教員のITを活用した指導力の向上を図る。

2 企画評価委員会

- (1) 教育情報共有化促進モデル事業に係る実施計画書の審査及び実施に関する助言等を行うため、文部科学省に企画評価委員会を置く。
- (2) 企画評価委員会は、学校教育に関する専門的知識を有する者、学識経験者、関係行政機関の職員等をもって構成する。
- (3) 企画会議の任期は、本実施要項裁定の日から平成16年3月31日までとする。
- (4) 企画会議に関する庶務は、初等中等教育局参事官において行うものとする。

3 教育情報共有化促進モデル事業の委託

- (1) 文部科学省は、別に定める教育情報共有化促進モデル事業委託要項（以下「委託要項」という。）により、都道府県及び市町村教育委員会に団体の推薦依頼をする。この場合に市町村教育委員会（指定都市を除く。）への依頼は、都道府県教育委員会を通じて行うものとする。
- (2) 文部科学省は、都道府県及び市町村教育委員会から推薦のあった団体について、企画評価委員会による審査を経た後、委託する団体を決定する。
- (3) 文部科学省は、委託した団体に対し、本事業に必要な経費を予算の範囲内で支出する。

4 実施の報告

委託を受けた団体は、本事業の成果を文部科学省に報告する。

また、文部科学省が別に定める日に、各指定団体の研究成果を広く共有するため、研究発表会を開催する。

5 その他

その他必要な事項は、委託要項で定める。

教育情報共有化促進モデル事業委託要項（案）

平成15年 月 日 初等中等教育局長決定

教育情報共有化促進モデル事業実施要項（平成15年 月 日初等中等教育局長決定）に基づき、その委託要項を定める。

1 趣 旨

同一教科を担当する教員の団体を指定し、指定を受けた団体（以下「指定団体」という。）において、ITを活用した教科指導に関する効果的な指導方法の研究、各教員が有する優れた実践事例の提供・共有、授業で使えるコンテンツの開発などのITを活用した指導力の向上に資する研究を実施する。

このような研究の成果を全国的に普及していくことにより、教員のITを活用した指導力の向上を図る。

2 委託内容

- (1) 小学校・中学校の各教科、高等学校の各教科について、ITを活用した教科指導に関する効果的な指導方法の研究、各教員が有する優れた実践事例の提供・共有、授業で使えるコンテンツの開発など、教員のITを活用した指導力を向上させることに資する研究を行うものとする。
- (2) 指定団体が行う研究活動が教員のITを活用した指導力の向上にどの程度資するかについて、研究実施前に、具体的な目標を立て、文部科学省に報告するものとする。また、研究終了後にこの目標の達成状況又は今後の達成計画について、研究成果と合わせて、文部科学省に報告するものとする。
- (3) 指定団体の研究成果は、インターネットで無償公開する。公開した研究成果の内容に当該分野における学術研究の進展や教育課程の見直しなどにより、公開することが不適当と認められるため、その公開を取り止めようとする場合には、事前に文部科学省と協議するものとする。

3 教育情報共有化促進モデル事業の指定

- (1) 同一教科を担当する教員が当該教科の指導に関する研究を行う目的で組織する団体を指定するものとする。ただし、指定団体に学識者、民間事業者等の教員以外の者が含まれていてもよい。
- (2) 指定団体には、必ず都道府県又は市町村の教育委員会・教育センターの指導主事を含めるものとする。
- (3) 指定団体は、事業の成果をインターネットで公開するための手段を確保するものとする。
- (4) 都道府県又は指定都市教育委員会は、管下の市町村教育委員会（指定都市を除く。）の希望を取りまとめ、上記の(1)から(3)の条件を満たす団体の実施計

画書について、文部科学省が別に定める日までに提出するものとする。

- (5) 文部科学省は、提出された実施計画書を基に、文部科学省に設置する企画評価委員会での審査を経て、相当と認める団体を指定するものとする。その際、実施計画書の内容について、別途機会を設け、説明等を求める場合も有り得る。

4 教育情報共有化促進モデル事業の成果

- (1) 指定団体は、本事業により作成された授業実践事例や教育用コンテンツ等の成果物を地域のネットワークセンター等の設備に蓄積し、インターネットで無償提供するものとする。

また、平成16年3月末日までに研究成果について文部科学省に報告するものとする。

- (2) 文部科学省が別に定める日に、各指定団体の研究成果を広く共有するため、研究発表会を開催する。

- (3) 本事業により発生した著作権、特許、実用新案、意匠権等の扱いについては、文部科学省に協議し、その指示を受けるものとする。

5 委託期間

指定を受けた日から、原則として平成16年3月31日までとする。

6 経費

- (1) 指定を受けた研究団体は、経費の執行に当たり厳正な予算執行及び関係法令に従った適切な会計処理を行うものとする。

- (2) 提出した実施計画書において変更する必要があるときは、速やかに文部科学省に報告し、必要な指示を受けるものとする。ただし、経費項目の20%以内の額を変更する場合においては、この限りでない。

- (3) 文部科学省は、必要に応じ、委託事業に係る経理の処理状況について調査することができる。

7 是正措置

文部科学省は、指定団体が本事業を実施するに当たり、本事業の趣旨に反すると認められるときは、当該団体に対し必要な是正措置を講ずるよう求めることができる。

「教育情報共有化促進モデル事業」における研究の基本方針

「教育情報共有化促進モデル事業」は、以下の要件を満たす研究内容として実施するものとする。

- ① 教員のITを活用した指導力を向上させることに資する取組であること。
- ② 研究開始前に、教員のITを活用した指導力の向上に関する具体的な目標を設定していること。
- ③ 研究終了後に、その研究活動及び成果が教員のITを活用した指導力の向上にどの程度貢献したのか又は今後するのかについて、具体的に評価できるものであること。
- ④ 著作権、肖像権の処理を適切に行うなど、全国的に研究成果を普及できるものであること。
- ⑤ 同一教科を担当する教員ができるだけ多く参加していること。
- ⑥ 研究終了後も、自主的に継続できる取組であること。